

規制シート

(別紙1)

170199900510001

平成27年6月30日

規制の名称	養殖漁場の改善	所管府省	農林水産省
根拠法令等	持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第7条及び第15条	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	水産庁増殖推進部裁培養殖課長 保科正樹
規制目的	漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための措置を講ずることにより、持続的な養殖生産の確保を図り、もって養殖業の発展と水産物の供給の安定に資すること。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事等は、漁業協同組合等が、持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針に即した養殖漁場の利用を行わないため、養殖漁場の状態が著しく悪化していると認めるときは、当該組合等に対し、漁場改善計画の作成その他の養殖漁場の改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告をし、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる(第7条第1、2項)。 ・ 都道府県知事は、勧告を受けた漁業協同組合等が、その勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、漁業調整その他公益のために必要があると認めるときは、漁業権の免許にあたり又は免許後に、制限又は条件を付けることによる養殖漁場の改善のための措置その他の適切な措置を講ずる(第7条第3項)。 ・ 都道府県知事は、持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針に即して、漁業協同組合等その他養殖をする者に対し、持続的な養殖生産の確保を図るために必要な指導及び助言を行う(第15条)。 	関連する予算	—

<p>規制の最近の改廃経緯</p>	<p>当該規制にかかる改廃はなし。</p>	<p>関連する政策評価結果</p>	<p>・直近では平成26年8月に政策分野「水産資源の回復」の政策評価(実績評価)が実施されており、その施策目標の一つに、「種苗放流等による資源造成の推進と環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立」があり、指標「海面養殖業の総生産に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合」は、25年度において目標値79.6%に対し実績91.5%でA評価となっている。</p>
<p>規制を維持、改革又は新設する理由</p>	<p>漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するためには、引き続き、都道府県知事によって、持続的な養殖生産の確保を図るための基本方針に即した養殖漁場の利用が確保されることを担保できるようにする必要があるため。</p>	<p>規制の維持、改革又は新設の別</p>	<p>維持</p>
<p>(規制を改革する場合の改革の方向性)</p>	<p>-</p>		
<p>見直し条項</p>	<p>-</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>平成32年度目途</p>		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>